

# 平成 26 年度カーボン・ニュートラル認証モデル事業委託業務公募要領

平成 26 年 7 月  
環境省地球環境局

## 1. 事業の概要と目的

カーボン・ニュートラルとは、市民や企業等が自らの温室効果ガス排出量を認識し、省エネ活動など主体的に温室効果ガスの削減努力を行うとともに、削減が困難な部分について、その全部を他で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量（クレジット）の購入等により埋め合わせる取組のことを指し、我が国においても広がりつつあるところである。

本業務は、カーボン・オフセット第三者認証基準にもとづくカーボン・ニュートラルの取組を効果的に普及促進するため、カーボン・ニュートラル認証取得を目指す事業者を支援するモデル事業を募集いたします。

## 2. 公募対象

### 【公募対象者】

本業務の応募者は、以下の(1)～(4)に該当する日本の団体であって、カーボン・ニュートラル認証の申請を予定している事業者（カーボン・オフセットプロバイダーやコンサルタント会社の代理申請は不可）であり、本業務を円滑に遂行するために必要な実施体制と資金についての十分な管理能力（ア．団体の意思を決定し、本調査に係る活動を執行できる組織が確立していること、イ．自ら経理し、監査することのできる会計組織を有すること、ウ．活動の本拠としての事務所を有すること）があることを条件とします。

- (1) 民間企業
- (2) 民間法人、特定非営利活動法人（NPO）
- (3) 地方公共団体
- (4) その他、上記に準じる団体であって本業務を円滑に遂行することができると思われる団体

上記に加え、平成 27 年 3 月 13 日（金）までにカーボン・ニュートラル認証の申請を行うことを条件とします。

なお、カーボン・ニュートラル認証取得に当たっては、「認証主体及び検証機関から独立し、利害関係を有しておらず、かつ、国内外における法令を遵守している者であること」も条件となることに注意してください。

また、応募者が反社会的勢力と判明した場合には、応募をお断りさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 3. 業務内容

採択された事業者（全国で 3 件程度）に対する、カーボン・ニュートラル認証に当たっての下記の事業費については、600 万円（税抜）/件を上限といたします。

なお、カーボン・ニュートラルに必要なクレジット調達費用は事業費の対象外ですので、御

注意願います。

【業務内容】

カーボン・ニュートラルの企画立案・審査書類作成

温室効果ガス排出量算定

検証受検

情報提供ツール作成（プレスリリース、WEB サイト、CSR 報告書等でのニュートラル事例紹介）

（注 1）検証受検に当たっては、検証機関を選定する必要があります。なお、検証に要する費用や時間は機関によって異なりますので、各機関にお問合せください。検証機関については、カーボン・オフセット制度事務局（以下「制度事務局」という。）のホームページ（<http://www.jcs.go.jp/verifier.html>）により最新のリストを確認してください。

（注 2）カーボン・ニュートラル認証に係る認証主体の審査費用は無料です。

#### 4．採択基準

案件の採択は、以下の項目等を審査して決定します。なお、採択結果に関する質問にはお答えいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

- ）他の事業者の取組促進の契機となるような、普及啓発効果が高い事業
- ）カーボン・ニュートラルの規程類の実証、改訂等に資する事業

なお、以前に環境省の同モデル事業に採択されてカーボン・ニュートラル計画登録をした事業者が、今年度カーボン・ニュートラル認証を申請するケースでも本モデル事業に応募することが可能ですが、応募が多数の場合、費用に対して削減効果の高い申請案件を優先して採択するケースがありますので、御了承ください。

#### 5．事業者の選定・採択

本業務は以下のとおり審査を行い、事業者の採択を行います。

- （1）審査は、事業者より提出された提案書類及び添付書類について、審査委員会による書面審査を行います。
- （2）外部有識者で構成される審査委員会は、書面審査を通過した提案書について「平成 26 年度カーボン・ニュートラル認証モデル事業委託業務に関する提案書等の評価基準表」（別添 1）に基づき採点し、総合点が高いものの中から、本業務の成果に基づくカーボン・ニュートラルの取組促進の波及効果等を考慮し、予算総額の範囲内において採択します。（平成 26 年度カーボン・ニュートラル認証モデル事業委託業務の公募に係る提案書等の審査及び採択決定方法（別添 2）参照）
- （3）採択に当たっては、条件を付す場合や提案内容の一部変更を指示する可能性があります。
- （4）審査結果は、提案書作成責任者に遅滞なく通知します。また、事業者名・調査概要等を環

境省ホームページ等に掲載する予定です。

## 6. 選定・採択要件

上記5. 審査の実施に当たっては、以下(1)及び(2)を選定・採択要件とします。

### (1) 書面審査における審査要件

必要な内容が記載されていること。

必要書類が添付されていること。

他の省庁の補助金等の助成(助成の決定を含む)を受けていないこと。

### (2) 審査委員会における選定・採択要件

業務の実施方法が具体的に提案されていること。

業務の実施計画が具体的に提案されていること。

本業務終了後の展望について、具体的なテーマを設定し、提案されていること。

業務の実施に要する経費の内訳が示され、且つ経理的基礎を有すること。

## 7. 提案の方法について

### (1) 提案書類

本公募への提案に当たり提出が必要となる書類は以下の提案書類及び添付書類(以下、「提案書等」という。)とします。提案書類の作成に当たっては、必ず次の電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いいたします。また、提案書等に重大な不備等があった場合は、本業務の選定対象外とさせていただくことがあります。

#### 【提案書類】

- ・ 平成26年度カーボン・ニュートラル認証モデル事業委託業務に係る提案書等の提出について(別添様式)
- ・ 平成26年度カーボン・ニュートラル認証モデル事業委託業務に関する提案書(別添3)
- ・ 経費内訳書(別添4)

#### 【添付書類】

- ・ 代表事業者：企業パンフレット等業務概要が分かる資料、定款  
経理状況説明書(直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書)
- ・ 共同事業者：企業パンフレット等業務概要が分かる資料、定款

### (2) 提出期限等

提出期限

平成27年8月19日(火)17時00分

提案書等の提出場所及び作成に関する問合せ先

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社(MURC)

環境・エネルギー部(担当：竹田・山口・藤原)

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー

TEL : 03-6733-3400 E-mail : [offset@murc.jp](mailto:offset@murc.jp)

提出部数

( 1 ) に掲げる書類について、正本 1 部・副本 5 部を提出してください。

なお、添付書類は各 1 部ずつ提出してください。

提出方法

持参又は郵送( 書留郵便等の配達記録が残るものに限る )にて提出してください( 提出期限必着 )。

なお、郵送する場合は、封筒に「平成 26 年度カーボン・ニュートラル認証モデル事業委託業務に係る提案書等在中」と朱書きすることとします。

提出に当たっての注意事項

ア 受付時間は、平日の 10 時 00 分から 17 時 00 分まで

( 持参の場合は、12 時 00 分～13 時 00 分を除く ) とします。

イ 提出期限までに提出場所に現に到達しなかった提案書等は、無効とします。

ウ 提出された提案書等は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできません。

エ 提出された提案書等は、提出者に無断で、提案書等の審査以外の目的には使用しません。

オ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とします。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

カ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

提出いただいた提案書等について

提出いただいた提案書等は、返還しません。提出された提案書等は、環境省において、審査以外の目的で提出者に無断で使用しません。審査の結果、契約相手になった者が提出した提案書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合があります。

## 8. 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る提案書等については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出してください。また、提案書類に誓約事項に誓約した旨を明記してください。

## 9. 提案に当たっての留意事項

事業者は平成 27 年 2 月 13 日(金)までに業務実施結果について、環境省へ事業報告書骨子を提示した上で、平成 27 年 3 月 13 日(金)までに、環境省へ事業報告書を提出するものとします。

## 10. 事業の流れ（予定）

7月	公募
8月	審査・採択
8月～	委託契約
～2月	業務実施
2月13日	報告書骨子提出
3月13日	報告書提出
4月	精算・支払

## 10. その他

- (1) 環境省担当官や外部審査委員への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。
- (2) 採否を問わず、審査結果に対する御意見には対応いたしかねますので、予め御了承ください。

(別紙)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提案書等から確認できる範囲での個人情報を実務に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。